

令和6年度 学校関係者評価 報告

学校法人尽誠学園
香川看護専門学校

この報告書は、「香川看護専門学校の目標設定や達成に向けた取り組みを、学校運営の在り方や教育活動について客観的視点から評価し、改善の方向を提示することで看護師養成所としての教育水準の維持向上と学校運営の活性化を図る。」ことを目的に実施された学校関係者評価委員会による評価結果の報告である。

学校長 横山 重子
学校関係者評価委員長 清水 裕子

I. 学校関係者評価委員会の開催状況

1.日時:令和7年2月13日 10:30~11:45

2.場所:香川看護専門学校

3.出席者 委員長 清水 裕子 (オンラインでの出席)
委員 高儀 雅俊 松下 文夫 水兼 博士
三谷 尚子 守谷 正美

4.事務局 学校長 横山 重子 副校長 大柳 薫
第1看護学科長 後藤佳代子 第2看護学科長 渡辺 里香
自己評価委員長 高橋 由恵

5.評価方法

1)書類審査 自己評価資料を基に「Ⅲ.教育課程経営 Ⅳ.教授・学習・評価過程 Ⅵ.入学
Ⅶ.卒業・就業・進学」の4項目の評価をする

6.自己点検・自己評価

令和5年度は看護教育の実際を反映している「Ⅲ教育課程経営、Ⅳ教授・学習・評価課程、Ⅵ入学、Ⅶ卒業・進学」の4項目とした。

1)結果

令和5年度の自己評価において、「Ⅲ.教育課程経営」の平均得点は、第1看護学科、第2看護学科ともに3.0、カテゴリー全ての評価項目において、「当てはまる」であった。「Ⅳ.教授・学習・評価課程」の評価得点平均は、第1看護学科、第2看護学科ともに2.8であった。「Ⅴ.入学」は、第1看護学科、第2看護学科ともに2.5、令和4年度と同様であった。「Ⅶ.卒業・就業・進学」は、第1看護学科・第2看護学科ともに2.8と、令和4年度の3.0を下回った。

(1)教育課程経営

①教育課程

教育課程は看護師養成所の指定規則、教育理念、教育目的、教育目標に基づき科目設定されている。科目設定の根拠となる考えをもとに学習内容が構成されており、科目進度についてはカリキュラムデザインに示し、平易なものから複雑なものへと構築している。

②単位履修の方法と単位認定

学修の質を維持できるよう学習範囲が広く単位・時間数が多い科目については、小科目を設定し、専門性をふまえて複数の教員で担当している。評価は科目毎に行い、シラバスには評価方法、点数配分を明示した。

③教育課程の評価

自己評価委員会、学校関係者評価の評価体制を整えている。評価結果の活用は臨地実習における倫理規程に明示している。

④教員の専門性・自己研鑽

自己研鑽として、学校外の研修に参加した教員より研修内容を他の教員に向けて伝達講習が実施されており、第1看護学科と第2看護学科の合同でピアレビューと称し、教員が授業参加を実施して意見交換を行った。

⑤臨地実習

実習指導方針は各施設の臨地実習指導者担当者会議で説明した。臨地実習指導者連絡会議では、実習指導者・教員が学生への指導で戸惑った指導場面をテーマとし、学生への指導方法について意見交換した。

⑥臨地実習における安全教育・安全対策

インシデントが発生した場合はインシデントレポートを記入し、状況把握をおこなって、教員間で共有した。インシデントレポートの内容ごとの提出件数を集計したものの、詳細な分析までには至らなかった。

(2)教授・学習・評価過程

シラバスは科目のねらい、学習内容、回数と自己学習の課題を明示し、毎年到達目標に沿ってシラバス作成時に修正した。マトリックスをもとに科目間の授業内容の重複や関連性を確認する段階でとどまったため、どのように学習内容と学習進度を整合させていくかを検討していくことが必要だった。

①学習

臨地実習や、災害看護の学習が進化、発展できるよう、行事や学生自治会活動などの課外活動の時間、場所、教材を提供し支援した。他に善通寺市の学生防災サポーター活動への参加を促した。教員間の協力体制として、技術演習では支援教員という形で同僚の授業に協力を行っているが、今後一層の教員間の協力体制を組織的に機能させることが課題だった。

②評価

学生による授業評価は、授業終講時に実施し、評価の結果を各教員にフィードバックし授業の改善を行った。成績評価の方法は、筆記試験、レポート、実技試験により行っている。実習評価は指導者と情報交換を行い、評価意見を聴取して、また実習施設による評価の差が生じないよう、教員間評価の基準を共有した。

(3)入学

応募者の推移をみると年々減少傾向にあり、18歳人口の減少、大学志向の高まりによる影響は大きいと考える。応募数を増やし、入学者数を維持するために本校の「価値」を明確に示し、価値をさらに高めるためのブランディング活動の再構築を図る必要があった。本校は他校との差別化を図る「3つの特色」を掲げている。この特色の見直しを含め、社会・地域に寄り添い、次世代の高校生や若い世代の社会人から魅力を感じてもらえるようにすることが喫緊の課題である。

(4) 卒業・進学

①第1看護学科

a. 卒業

看護師国家試験の合格率は 90%、全国平均の 87.8%を上回った。卒業時の看護技術の到達状況は卒業時到達レベルⅠ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳにおいて 70%以上の学生が到達基準を満たしていた項目は 142 中 108 項目(76%)であった。到達度が低い項目は、実習施設では経験できない項目もあり、卒業前に学内で演習し到達できるようにした。

b. 就業・進学

教育理念である「地域社会の保健・医療・福祉に貢献できる看護専門職の育成」については、看護師国家試験合格者は医療職として就業していることより整合性はある。また、令和 5 年度の県内就職率は 63.4%と県内に就職しており、地域に貢献できている。卒業後(7 か月後)、在校生、教員との交流会を行い、就業状況を把握した。令和 5 年度は対面で実施し、参加者は 21 名であった。病院や卒業生からの情報により離職者を把握している状況だが、正確な人数は把握できていない

②第2看護学科

a. 卒業

令和 5 年度の看護師国家試験の合格率は 82.3%、入学生の職歴、学歴は多様で学生間での学力の差が拡大したといえる。不合格者の分析では、1 年次から学習の積み重ねが困難で、2 年次に再履修する科目があるなど、集中して国家試験まで取り組みなかったことが一因と考える。入学後の学習支援について、学生の特色をふまえた支援が必要であった。「看護技術の卒業時の到達度」の卒業時到達レベルⅠ、Ⅱ、Ⅲにおいて 70%以上の学生が到達基準を満たしていた項目は 71 中 49 項目(69%)であった。実習施設では経験できない項目もあり、准看護師教育での技術到達度をふまえて、学内でのシミュレーション学習が可能な項目は、卒業前技術演習において、卒業時の技術経験の到達度に引き上げることができた。

b. 就業・進学

教育理念、目的である「地域社会の保健・医療・福祉に貢献できる看護専門職の育成」について看護師国家試験合格者は医療職として就業している状況と、県内就職率 89.2%であることから整合性はあるといえる。卒業生の就業後の活動を支援する体制は、卒業生と在校生、教員との交流会を実施し、令和 5 年度の参加者は 20 名であった。交流会以外での支援は相談者があれば対応している状況で、相談の体制としては、組織化されていない。

3. 外部学校評価委員による評価の概要

自己評価のまとめでは、カテゴリーごとに具体的内容が見えており、理解しやすいものとなっていた。評価項目も学外評価委員の指摘に基づいて修正されたものとなり、改正の趣旨に沿った評価がされていると判断された。

1) 教育課程について

教育課程の1行目、「教育課程は看護師養成所の指定規則、教育理念、教育目標に基づき科目が設定されている。」とある。教育課程は、科目によって構成されているが、この文章の構造は、「教育課程がこのようなことである」と述べるべきものであり、「教育目的や教育目標に

沿って科目構成されている」との、教育課程の作り方の意を含む、重文構造となっている。教育課程の最上段には、尽誠学園の教育理念があり、理念に基づき短期大学事業や高校事業などあって、教育理念に基づいて看護学校は運営されていると承知している。その過程が、厚生労働省や文部科学省の要請に基づいた教育内容から逸脱していないかを述べるべきところである。教育課程は、科目だけのことを含むのではなく、入学式や卒業式、ボランティア活動など様々な課外活動を含めて、教育課程として総合的に組み立てられて概念化されたされたものといえ、この文章について、再考をお願いしたい。

2)単位認定について

「学科会議」と「運営会議」をとおして単位認定している、と述べられている。単位制の専門学校や大学では、教授者が単位認定を行う役割があり、運営会議においては進級判定、卒業判定がなされる。科目を教授している者が、「教えた科目の内容を十分理解していることを認めます」というのが単位認定である。学科会議で行うことは、この学生が、この単位認定者が与えた単位にふさわしいものであると承認することによって、卒業や進級に相当するものであるということを承認し、進級判定や卒業判定にかかる事項を行っていると思う。その過程における単位認定者の責任と義務について共有する必要があると考える。

3)ピアレビューについて

「教員の専門性、自己研鑽」の最後の行に「ピアレビュー」とあるが、事務局の説明でもピアレビューが効力を発揮したとのことであつた。しかし、ピアレビューそのものが具体的に説明されていなかった。ピアレビューという言葉は相互に見せ合うというような日本語になるが、お互いに書いたものを見せ合うというのもピアレビューといえる。貴校の場合は授業見学というか、授業参観という形をとっている。実際にアクションを起こしている、という点で、研鑽としての意味合いは非常に大きいと考える。さらに、ピアレビューが目的的な具体的活動であることをアピールしていくことが望ましいと考える。ピアレビューの効果は、(卓越者からの)トップダウンではなく、同僚的な目で、「私だったら」、「あなただったら」というような、また、教えられるというより、学ぶ側の意図が重要視されるという特徴がある。ピアレビューという言葉だけがポンと出ているので、もっと具体的に説明できれば、教員の方々の研鑽への努力がうかがわれると考える。

4)臨地実習について

臨地実習の3行目、「学科会を通して指導内容を情報共有している」と述べられている。(臨地実習は)学校側が直接指導するのではなく、指導を依頼するということだが、教育側が臨床に指導を依頼しているということが、表現上あいまいであるため、もう少し明確に表現する必要がある。現場で(学生の技術や態度を)確認した指導者の方々から「評価意見」をどのように得ているかがわかるようなフレーズが確認されなかった。指導を依頼したら現場で指導した方からの「評価意見」を、教員はどのように得て、評価に活かされているのかということが明確にされていなかった。評価の妥当性としては現場で見た方の評価意見がどのように学生に還元されたか知りたいところだと考える。臨地実習要綱(P.21、P.22)の「説明書」と「同意書」について、説明書には患者に説明した看護師の氏名が記載されているが、同意書には患者に説明した看護師の氏名の記入箇所がない。学校側には同意書のみ残るものと思うが、誰の説明に同意するかが重要なので、同意書には「〇〇の説明に同意した」または説明した看護師の氏名記入(署名)が必要である。「希望実習願」があるが、大学などの教育課程をもつところでは、学生に過剰な学習時間を強要してはならないという倫理的規範がある。希望実習というのは学生が希望するのか、教員が希望するのか、学生の名前が書いてあるので、学生が希望する形になっ

ているのかもしれない。そこは教育の問題としては重要なところである。学生が希望するという形はないと思う。教育課程を保証するのは学校の役割であり、学校が学生に教育時間を確保するという事は、学校が時間内に行われなかったことを時間外に申し出るのであって、それは学生ではないと考える。学校が教育課程を保証しているので、予め学校が病院に依頼する際には、この項目とこの項目については時間外を保証してくださいという書き方をする必要はある。学生が希望しているということになると、教育課程運用上の問題になりかねない。実習要綱では希望実習という書き方をしているので、表現上の誤解を生じる可能性があるので、検討する必要があると考える。

5) 個人情報の保護について

「個人情報の保護に関する誓約書」について、個人情報を漏らさないという文言になっているが電子カルテの使用上の誓約書はとっているだろうか。それは病院との間で取り交わす書類になるのか、実習要綱には掲載されてなかった。電子カルテにおける守秘義務と、学生の学習上における情報管理責任は大学では別物になっている。(情報管理責任は) SNS や電子媒体、デジタル情報に関する注意事項である。電子カルテに関する倫理説明会は、患者の権利擁護について説明していると思うが、説明された内容についての同意書なりを学生から取得されているだろうか。今日、医学学会では病理標本やゲノム情報も患者の個人情報として扱われている。そのため、病理標本やゲノム情報を web 上にアップロードした場合は懲罰の対象になる。学生にこのような規範やガイドラインを示し、同意書を取得することが、現在では必要になっている。昨年この委員会において、デジタルに関する検討を行ったところである。専門学校でも患者を対象者としているため、いち早く対応されることを期待する。また、このような今日的な教育上の留意事項についての教員研修も必要であろうと考える。